



平成 29 年 9 月 15 日（金）

愛知県振興部アジア競技大会推進課企画・調整G

担 当 山肥田、日高

県内線 2845・2827 *ダイヤルイン* 052-954-6845

名古屋市総務局総合調整部総合調整室

担 当 東海林、相馬

市内線 2230 *ダイヤルイン* 052-972-2231

第20回アジア競技大会開催都市契約の締結期限延長期間の合意について

本年 9 月 25 日を締結期限としていた第20回アジア競技大会開催都市契約の締結期限延長については、今後協議の上、延長期間を決定することを本年 8 月 29 日にお知らせしたところです。今回、契約の相手方であるアジア・オリンピック評議会（OCA）と、下記のとおり、延長期間について合意しましたので、お知らせします。

記

1 新たな締結期限

「第20回アジア競技大会開催都市基本契約書（平成28年 9 月 25 日締結）」において、2017年（平成29年） 9 月 25 日としていた締結期限を、2018年（平成30年） 3 月 25 日まで延長する。なお、いずれかの当事者が当該期日までに契約締結を行うことが困難と決定した場合、書簡を他の当事者らに送付することにより、その期日を更に 6 か月間延長することができる。

2 今後の手続

愛知県知事、名古屋市長、日本オリンピック委員会（JOC）会長が署名した「第20回アジア競技大会開催都市基本契約に対する変更契約書」を本年 9 月 20 日にトルクメニスタンで開催されるOCA総会に持参し（※）、OCA 会長が署名することにより同日付で変更契約を締結する。

※OCA総会出席者:愛知県振興部国際スポーツ大会推進監、名古屋市総務局総合調整部主幹等（OCA会長の署名は事務的に行われるため、署名セレモニー等はありません。）

開催都市契約の概要（OCAからの提示案）

当事者：OCA / JOC / 愛知県 / 名古屋市

意 義：競技大会開催に当たって各当事者の権利・義務を規定

内 容：下記 13 章（104 条）からなる本文及び附属文書（輸送や宿泊施設、マーケティングや放送など 11 事項についての詳細な定め）で構成

《開催都市契約書本文の構成》

1	基本原則	大会開催の都市への委託等
2	組織運営の原則	大会目的に反した活動の禁止、基本計画の策定等
3	宿泊施設	選手村の設置、メディアの宿泊施設の確保等
4	競技プログラム	競技プログラムの策定、テスト大会の実施等
5	文化プログラム	文化的イベントの計画策定等
6	式典	式典コンセプトの策定等
7	知的財産に関する義務	知的財産の保護義務、エンブレム・マスコット等
8	財政面及び商業面の義務	マーケティング、チケット、財務報告等
9	競技大会のメディア放送	テレビ・ラジオでの放送サービス、IT等
10	輸送	交通管理計画策定、交通支援の提供、鉄道・空港等
11	解約	解約事由、解約手続等
12	全般的な義務	都市の美化、保険、秘密保持等
13	雑則	紛争解決、契約変更手続等